

- 本号の内容 武委員長裁判、来週13日に判決……………p1
判決報告集会のご案内……………p1

武委員長裁判、7月13日に判決 3つの事件を併合、大阪地裁で

来週13日(火)10:00に、関生支部の武委員長の裁判で判決が出される。

この裁判は、①大阪ストライキ事件、②フジタ事件、③タイヨー生コン事件の3つについて、武委員長だけを他の組合役員の裁判から分離し、大阪地裁で併合審理されてきたもの。どの事件も、春闘協定の約束を守れと業者団体に要求したストライキや、建設現場の法令違反を指摘したり生コンの安売りを規制するコンプライアンス活動といった正当な労働組合活動を、警察・検察が刑事免責(労組法1条2項=正当な組合活動は刑事罰の対象としない)を無視して恣意的に事件化した経緯からすれば、無罪判決しかない。

しかし、法と証拠にもとづき公正な判断を下すべき立場の裁判所が、労働法理について無知・無理解であるばかりか、警察・検察とおなじように予断と偏見をもって裁判に臨んでいる現実を、私たちはすでに昨年秋以来の3つの一審判決で見せつけられてきた。①については先行した他の役員らに対する裁判ですでに2件の有罪判決が出され、いずれも懲役1年6月～2年6月、執行猶予3年～5年という信じがたい重罰判決だった。②については他の役員らの裁判は公判続行中であるものの、逮捕・起訴後に組合を脱退して公訴事実を争わなかった元組合員らに対してすでに有罪判決が出されていて、これもまた重罰判決である。

しかも、今回判決を出す大阪地裁第11刑事部の裁判長は、①のひとつ、大阪2次事件で西山執行委員らに懲役2年6月という判決を出した佐藤卓生裁判官である。きわめて厳しい不当判決が出されると予測せざるをえない。また、これに乗じて、業者団体、一部メディア、レイシスト集団などによるネガティブ・キャンペーンが新たに繰り上げられることも予想される。

戦後の労働組合活動に対する過去の弾圧事件では、そもそも起訴されることが稀れ。かりに起訴されても5万円とか10万円の罰金刑だった。関西生コン事件のこの間の一審判決の異様さが理解されるはずだ。これは、たんに関西地区生コン支部の団結権だけにとどまらず、憲法28条労働基本権そのものが重大な挑戦を受けていること、ことはすべての労働者・労働組合の権利にかかわることを示しているのではなかろうか。

●ただちに反撃！ 7・16判決報告集会(東京)に結集を！

「関西生コンを支援する会」は、こうした状況認識のもとづき以下の判決報告集会に参加をよびかけている。

日時 7月16日(金)開場18:00、開会18:30～20:00

会場 連合会館2階 大会議室

内容 ①一審判決報告(関西生コン弁護団)

②判決コメント(佐高信、宮里邦雄、海渡雄一、内田雅敏ほか)

③連帯発言(各労働組合から)